

総合科学技術会議 第105回評価専門調査会  
議事録

日 時：平成26年2月3日（月）15：01～17：02

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：久間会長、原山議員、  
相澤委員、天野委員、石田委員、伊藤委員、射場委員、  
上杉委員、上野委員、長我部委員、河合委員、白井委員、  
高橋委員、竹中委員、玉起委員、福井委員、松岡委員、  
村越委員

欠席者：橋本議員、平野議員、中村委員、松橋委員

オブザーバー：門永代表（Intrinsics）

事務局：中野審議官、森本審議官、山岸審議官、中川参事官、  
田中（耕）参事官、  
井上企画官、鎌田企画官、野尻補佐、立木研修員

議 事：1. 研究開発法人の目標・評価指針の検討について  
2. その他

（配布資料）

- 資料1-1 第103回評価専門調査会議事概要（案）
- 資料1-2 第104回評価専門調査会議事概要（案）
- 資料2 新たな研究開発法人制度の創設について（報告）
- 資料3 研究開発法人の目標・評価指針の検討について（案）
- 資料4 目標・評価指針の検討の方向性

- 参考1 新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会報告書  
「成長戦略のための新たな研究開発法人制度について」
- 参考2 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（閣議決定）
- 参考3 独立行政法人の中期目標等の策定指針（現行）

（机上資料）

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日）
- 科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）
- 科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日）

議事概要：

【久間会長】 皆さん、今日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第105回評価専門調査会を開催させていただきます。

本日の議題は、議事次第に示してありますように、研究開発法人の目標・評価指針の検討について、でございます。

新たな研究開発法人制度の創設に関連して、研究開発型の独立行政法人の目標設定や評価に関する指針の検討を評価専門調査会で行うものです。

本日は、今後の検討の進め方について確認をお願いするとともに、検討のスタートに当たっての議論を行いたいと思います。

また、これまで「新たな研究開発法人制度の創設に関する有識者懇談会」において、本件に関連する議論が進められてきました。本日は、この有識者懇談会の座長の門永先生にもオブザーバーとして御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いします。

【事務局】 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、上から順番に、議事次第、おめくりいただきまして資料1-1、第103回議事録（案）、資料1-2、第104回議事録（案）、資料2、新たな研究開発法人制度の創設について、資料3、研究開発法人の目標・評価指針の検討について（案）、資料4、目標・評価指針の検討の方向性（案）、それから参考1、「成長戦略のための新たな研究開発法人制度について」、参考2、独立行政法人改革等に関する基本的な方針、参考3、独立行政法人の中期目標等の策定指針。

それから冊子の机上配布といたしまして、右側にオレンジ色の国の研究開発評価に関する大綱的指針、2冊目が科学技術基本計画、3冊目、科学技術イノベーション総合戦略と3冊机上に置かせていただいております。

なお、このうち科学技術基本計画につきましては、この場に置いてお帰りいただければと思います。残り2冊は、お持ち帰りいただいても結構でございます。

以上です。

【久間会長】 ありがとうございます。

続きまして、前回及び前々回の評価専門調査会の議事録の確認をさせていただきます。議事録（案）は、お手元の資料1-1、資料1-2です。

本案は既に皆様方にお送りしまして、それぞれの御発言部分について確認いただいております。よろしければ御承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

研究開発法人の目標・評価指針の検討についてです。

これまでの経緯を簡単に御説明しますと、去る平成25年12月24日に閣議決定さ

れた「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」におきまして、今後、総合科学技術会議において研究開発型法人の目標設定や評価についての指針を策定することになりました。それを受けて、評価専門調査会において、目標・評価指針の策定に向けた検討を行うものであります。

資料2に基づきまして、これまでの経緯の詳細と方針として決定されている内容について事務局から説明させていただきます。

では、よろしくお願ひします。

【井上企画官】 それでは、資料2を御覧いただけますでしょうか。新たな研究開発法人制度の創設についてという資料でございます。

めくっていただきまして、右下のほうに薄くページがございます。1ページでございます。

これまでの経緯でございます。

一番上に、科学技術イノベーション総合戦略、6月7日閣議決定と書いてございます。3月1日に総理指示、我が国におきます喫緊の課題である経済の再生等に向けて科学技術のイノベーションを推進すべきと。その総合戦略を策定すべきといった御指示を踏まえて策定されたものでございます。

その内容を踏まえて、日本再興戦略、あるいは経済財政運営と改革の基本方針について、これらが6月14日に閣議決定されてございます。

概要として書いてございます日本再興戦略の記述を引用してございます。研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設することと。こういったことが閣議決定において定められたというものでございます。

これを踏まえて、また、その後9月13日の総合科学技術会議本会議におきましては、今後この研究開発法人の制度創設、こういった審議を効率的に進めるために、山本科学技術政策担当大臣のところで、今後、制度設計のあり方、論点といったものを集中的に詰めていただくと。それを本会議に報告していただくというふうな議論がなされたことを踏まえまして、その下にございます新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会が設置されまして、11月19日に成長戦略のための新たな研究開発法人制度についてという報告が取りまとめられました。従来の独法制度とは異なる新たな法制度を創設すべきといった提言も盛り込まれたところでございますが、その後、安倍総理の今後具体的な制度のあり方について関係閣僚の間で調整を進めるべしといったことで指示を踏まえて調整を行った結果、先ほどのお話にもございました12月24日の独立行政法人改革等に関する基本的な方針の閣議決定に至ったと、こういった経緯でございます。

したがいまして、12月24日の閣議決定において今後の制度づくりについての方針が決定されているといったことでございます。

続きまして2ページを御覧いただけますでしょうか。その閣議決定の内容について少し頭概念の整理といったことで、独立行政法人全体の中で特に研究開発にかかわる研究開発型の法人について、ベン図の中で薄いオレンジの枠、「『国立研究開発法人』（仮称）」と書いてございますが、いわゆる研究開発型の法人についてでございます。その中で特に赤のもの、これが国家戦略に基づき世界最高水準の成果を目指す。今後制度の中では「『特定国立研究開発法人』（仮称）」と書いてありますが、こういった命名をしていこうと、こういうもの、2から3法人という想定でございます。それも含めて研究開発型の法人という整理の中で、特に「『特定国立研究開発法人』（仮称）」としているものについては、そういった世界最高水準の成果を目指すべく、別法において必要なガバナンス等の制度をつくっていこうと、こういった形になってございます。

全体としては、独立行政法人通則法のルールを踏まえながらも、こういったさらなるルールもつくっていこうといったことでございます。

今回、総合科学技術会議で目標及び評価の指針を策定するといった内容についても閣議決定に定められておりますが、その対象範囲といたしましては、この薄いオレンジ色の「国立研究開発法人」と書いている研究開発型の法人全体についての目標及び評価の指針を策定するという趣旨でございますが、当然「特定国立研究開発法人」というふうなネーミングを想定しております世界最高水準の成果を目指すものについても含めて策定していこうという、こういった趣旨でございます。

めくっていただけますでしょうか。次の3ページと4ページにわたりまして、閣議決定の関連する内容について抜粋をさせていただきます。

3ページにおきましては、研究開発型の法人、全体に共通に講ずるべき措置といったことで、2つ目の丸のところに研究開発業務に係る目標設定、業績評価について、総合科学技術会議が研究領域の特性、国際的な水準等を踏まえて指針を策定するというふうなことが定められているところでございます。

なお、その後、「総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする」と書いてございます。こちらの趣旨は、総務大臣におきまして独立行政法人全体の目標及び評価の指針、これを見直し、あるいは策定するという流れでございますが、その中で研究開発型の法人につきましては総科会議で策定した指針、これを扱っていこうと、こういった形になるということでございます。

なお、本日お配りしている資料の中の参考3というものがございます。独立行政法人の中期目標等の策定指針、これが平成15年に策定されておりますが、いわゆる独立行政法人全体についての目標の指針として現在用いられているものがこちらで、当時の特殊法人等改革推進本部事務局が策定したもので、これが今現在ということでございますが、今回の制度の見直しに合わせて独立行政法人全体の目標の指針の見直し、また評価の指針の策定というものが予定されていると。その中に総科会議や研究開発法人についての指針を策定して、それを適用いただくと、こういった内容になってございます。

また、これまでの評価、独立行政法人の制度の枠組みにのっとして評価が実施されてきて、研究開発の特性を踏まえていないとか、それによって課題点がいろいろあるといったことを踏まえて、さまざまなことが定められております。目標設定において、しっかり専門性を踏まえて研究開発に関する審議会、主務大臣のもとに置かれるものにおいて適切な助言を行うこと。

また、研究開発の長期性を踏まえて、中期目標期間を長期化して、最大7年とすること。

また、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する、あるいは、さらに先を見越した、将来を見越した評価とすると。必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能とするといったような内容も定められているところでございます。

こちらの内容につきましては、後ほど改めて現状の課題点及び今後の方向性について御説明を申し上げたいというふうに思います。

4 ページを御覧いただけますでしょうか。

世界的な研究開発成果の創出を目指す法人、今後「特定国立研究開発法人」というふうに命名しようといったものについてでございます。こちらについても御覧のような形で目標設定や評価のあり方についての決定事項がございます。

詳細については御覧いただければと思いますが、特に2つ目の丸にアンダーラインを付してございます。総科会議において、今後これらの法人についての目標設定や評価、これを踏まえた見直し等については適切な関与を行うと、こういったことが決定されているといったことでございます。

結論といたしまして、総科会議において、しっかり今後の研究開発法人についての指針、目標設定及び評価の指針を策定するといったことが閣議決定で決定されているといった趣旨でございます。

以上でございます。

**【久間会長】** ありがとうございます。

ただいまの内容につきまして御質問等ありましたら、お願いします。

2 ページ目に全体の図があります。オレンジ色で囲まれている国立研究開発法人、赤色の枠にある特定国立研究開発法人に関するルールを定めて、総務省で、それを独立行政法人全体の中に入れ込むという考え方です。

どうぞ。

**【石田委員】** 2 ページのベン図のところなんですけれども、新しい特定国立研究開発法人のために考える目標とか評価とかガバナンスとかその辺のシステムは、既存の国立研究開発法人にどれぐらい遡及するものなのでしょうか。

どういうことを言いたいかと申し上げますと、普通の独立行政法人の評価委員会、国土交通省系でございますけれども、いろいろやらせていただいて、1 ページの概要のところを書いてある「研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を

踏まえて」という、非常にいい改革だと思うんです。でも、従来の評価等では、このことはどちらかというと、効率性とか無駄排除の観点から結構ないがしろにされてきた感じがございまして、そういう観点から、なるべくほかのところにも遡及したほうがいいだろうということ。

もう一つ、人件費等の問題でございまして、筑波大学、私がおるところもそうなんですけれども、なかなか給料が上げられないというか、ごく特殊な先生だけでいいんです。私のような普通の人は普通の給料でいいんですけれども、世界的なということになると、本当に今の給料体系とか契約のあり方では、そういう可能性のある、特に若い方になかなか来ていただけないというようなこともありまして、その辺、どのようにお考えなのかということと、もし、そういうことをほかのところでもやろうとしたときに、そういう可能性についても考えていただけるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

**【久間会長】** そこをこれから議論いただくことになるのですが、事務局からどうですか。

**【井上企画官】** まず1点目の件でございまして。

改めて、先ほどのベン図の中で国立研究開発法人、特定の赤のものも含めたオレンジのところについてのルールを今回総合科学技術会議で策定するというところで、これは特定国立研究開発法人に限らず、国立研究開発法人全体について、こういった研究開発の長期性とか、そういった特性を踏まえたものとする必要があるといった観点から定めるといったこととございまして。

ですので、赤の部分だけじゃなくて、当然研究開発型法人全体についての評価指針を策定し、それを今後の独法の評価の枠組みの中に使っていただくと。こういった形を想定しているというのが1点目の御質問へのお答えでございまして。

それから2点目は。

**【鎌田企画官】** 基本政策を担当しております鎌田でございまして。

御質問の中で、遡及をされるかどうかというような点もあったかと思うんですけれども、その点につきましては、基本的には今行革事務局の中で通則法全体の改正をしておりますので、それがどういう形で今後適用されていくかというのに合わせる形でやっていくことになると思います。

ただ、研究開発型の法人といたしましては、なるべく研究開発型の目標設定・評価のあり方にしていくことが重要だと思いますので、そこは今後要検討していくべき課題かと思っております。

また、目標は今中期目標期間ということで5年を単位で基本にはやられておりますので、その5年の期間の途中の法人が、また途中で目標を書きかえるかどうかというような問題もございまして、そこも全体とあわせて今後検討されていくべき課題でございまして。

【久間会長】 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。

どうぞ。

【上杉委員】 基本的にわかっていないのかもしれないのですが、今までの独法の中では、研究開発型でも「国立」というのがついていないところが結構あるわけです。それが今度、2ページ目のダイダイ色の部分の研究開発型については全て「国立」という名前がつくということに変わっていくということでしょうかということが1点。

それから、変わったとしても、今独法の通則法も改定中だというお話ではありますが、その後にあっても、ダイダイの部分のところはこの絵では独法通則法のもとで論じられるというように見えますが、そういう理解でよいのか、その2点をお伺いしたいんですが。

【久間会長】 では、事務局からお願いします。

【鎌田企画官】 それでは、まず1点目でございますけれども、恐縮ですけれども、資料4の参考1を御覧いただけますでしょうか。

資料4の参考1には、今般12月の閣議決定で、これまで研究開発型の独立行政法人が今度の閣議決定でどのような整理がなされたかというのが示されてございます。したがって、青字で「中期目標管理型」というふうにカテゴリーが変わっているものもございまして、それ以外の「研究開発型」と言われている部分につきましては、今後「国立」という形で呼ぶことにしてはどうかという形で今制度的な検討がなされているという状況でございます。

それから、このオレンジの部分は独立行政法人通則法の中のように見えるという御指摘でございますけれども、このオレンジの部分も赤の部分も一応独立行政法人制度の中の枠組みでございます。ただ、国立研究開発法人のほうが通則法に入っている部分が多くて、特定のほうが、よりさらに特例の関係の部分が多いという関係になってございます。その独立行政法人制度の中に入っているのでもございますけれども、その横に中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とございますように、これらとは違ったカテゴリーとして独立行政法人制度の中で運用されていくという整理をしているところでございます。

【上杉委員】 私の聞いたかったのは、今独法通則法というのは、全部ひっくるめた形ですよね。そこの中におさまるのかなと。中期目標型の法人と研究開発方とでは、いろいろ違ったことが出てくるんだと思うんですが、それでも独法通則法という大きくくりの中にはオレンジの部分というのは入るという理解でよろしいのでしょうか。

【鎌田企画官】 実は昨年独立行政法人通則法から、それこそ、この法体系から出ないかという議論も含めて昨年議論しておりまして、結果といたしまして閣議決定で一応独立行政法人制度の中にあってカテゴリー分けをするというふうな整理になったものでございます。

【久間会長】 よろしいでしょうか。

後程議論の時間がありますので、まずは、この資料に対する質問だけにとどめたいと思います。

どうぞ。

【高橋委員】 特定のほうは「極力少数に限定する」と書いてあるんですが、その理由は何ですか。

【鎌田企画官】 この理由と申しますのは、研究開発法人の中でもいろいろな性格のものがあるだろうということでございます。したがって、世界最高水準のようなものを目指すものから、既存の政策分野の分析でありますとか試験研究を行うものまで多様なものがございますので、そのうち世界最高水準と呼ばれるものについては、そんなに多くはないだろうという議論の方向性でございます。

【久間会長】 よろしいですか。

いろいろと御質問もあるでしょうけれども、ほかに御質問なければ次に移らせていただきます。

まずは、現状を御理解いただいて、最後に四、五十分ほど議論の時間を設けていますので、そこで議論したいと思います。

それでは、次に資料3の研究開発法人の目標・評価指針の検討について、これに基づきまして、今後の検討の進め方について事務局から説明させていただきます。

【井上企画官】 それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。研究開発法人の目標・評価指針の検討について（案）といった資料でございます。

「1.」のところに「背景および目的」といたしまして、先ほど御説明いたしました閣議決定で決まった方針の背景となる現状認識、課題認識や今後の方向性等含めて、る書いてございます。詳細につきましては、後ほど資料4を用いまして詳しく御説明をさせていただきますと思いますが、概略申し上げますと、従来より独立行政法人通則法の制度に基づいて、研究開発法人についても目標の設定及び業績評価が実施されているところでございますが、もともと主として定型的な業務を効率的、効果的に実施するというのを主眼とした他の独立行政法人と同様のルールに基づいた目標設定及び評価というものが行われてございます。ややもすると、固定的な目標に対する過去の活動の達成度評価に終始している。あるいは研究成果が将来どのような成果に結びつくのか。こういった将来を見越した評価となっていない。こういったことによって、本来研究開発法人の目的とすべき研究成果の最大化につながっていないといった課題点が指摘されているという認識でございます。

こういったことを踏まえて、研究開発法人に関して、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性と、こういった特性を踏まえて、研究成果の最大化を図られるための目標設定・評価の実施が求められております。

こういった背景で、先ほど申し上げましたような閣議決定がなされまして、総合科学

技術会議が研究開発の特性や国際的な水準等を踏まえた指針を策定するということが決定されております。

総合科学技術会議におきましては、評価専門調査会が評価のためのルールづくりを担務しておるところでございますので、今後評価専門調査会におきまして、こういった研究開発法人の目標と評価の指針の策定に向けた検討を進める。こういったスタートをしたいといったことでございます。

先ほど申し上げましたとおり、研究開発法人全体の中には、世界最高水準の研究成果が期待される法人に関するものも含まれますので、こういったもの、それについて特記すべきものがあるかどうかも含めて検討してまいりたいと、こういった趣旨でございます。

「2.」目に「検討内容・検討項目」として書いてございます。現状での目標設定及び評価についての現状と課題を整理し、今後のあり方を取りまとめると。それを踏まえて、目標・評価指針案の取りまとめを行うといったことで概略記載してございます。

①、②の内容につきましては、これまでの有識者懇談会の中でいろいろ議論がなされてきたところがございますので、こういったものをベースとしながら、さらに具体的なものにしていくということで考えてございます。

「3.」に「検討の進め方」を書いてございます。今後の進め方といたしまして、評価専門調査会におきまして、研究開発法人部会——（仮称）と書いてございますが、これを設置して、指針の原案の作成に向けた検討を進めて取りまとめ、また評価専門調査会で評価指針案を取りまとめるといった形で考えてございます。

また、部会の構成につきましては、評価専門調査会長が評価専門調査会に属する議員・専門委員の方々から数名、また外部から招聘させていただく専門家・有識者数名を委員として選定するといったことで考えてございます。

検討スケジュールにつきましては、おおむね6月ごろを目途に指針案の取りまとめを行うというふうに書かせていただいております、それまでに三、四回程度部会を開催するということを考えてございます。

なお、この6月という時期でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、総務省においても全体の独法の目標・評価指針の策定といったものが進められ、その際には、今後次年度の予算要求を踏まえて各主務大臣、あるいは独立行政法人、研究開発法人において必要な目標設定等を行うといった必要性を踏まえると、6月ごろの時期が必要ではないかといったことで、全体として進めていくことを想定してございます。

なお、資料上明記しておりませんが、評価専門調査会において指針案を取りまとめた上で最終的には本会議で取りまとめるといったことを想定してございます。こちらにつきましては、現在、この制度づくり、法整備等も含めて進められている中で、正式に総科会議の役割等が定められた後に、そうした手続にのせていきたいというふうに考えてございます。現時点では明記しておりませんが、本会議での決定といったものを想定し

ていると、こういった趣旨でございます。

事務局からは、以上でございます。

【久間会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明にありましたように、今後、部会を設置して検討を進めて、目標・評価指針の素案を取りまとめて頂き、その後、本調査会にて目標・評価指針の案を取りまとめていく方向に進めさせていただきます。

今の説明に関しまして、質問、御意見等ありましたらお願いします。

最後のスケジュールにありますように、これから2月から5月にかけて新たに設置する研究開発法人部会を三、四回開催して、その案を取りまとめ、最終的に6月に本専門調査会で決定するということとなります。よろしいでしょうか。

よろしければ、このとおりで進めさせていただきます。

また、部会に参加いただく委員及び外部有識者の人選につきましては、座長の選任も含めて、会長である私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

部会への参加をお願いする方々には、事務局を通して後日御連絡しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会での検討をスタートするに当たり、皆様からの御意見をいただきたいと思えます。

まず、事務局から資料4の説明をお願いします。

【井上企画官】 資料4を御覧いただけますでしょうか。目標・評価指針の検討の方向性（案）と書いてございます。

検討に当たりまして、先ほど申し上げましたとおり、有識者懇談会でこれまで議論がなされました。その報告書の内容が今後の検討のベースになるといったことで、報告書の内容のエッセンス、目標設定及び評価についての関連する部分を基本的にはピックアップしてポイントをまとめさせていただいております。そういった観点で見いただければと思います。

別途参考1として有識者懇談会の報告書についてもお配りしておりますので、適宜御参照いただければというふうに思っております。

まず、1つ目として、研究開発法人のあるべき姿といったことで、そもそもどういう役割を果たすべきものとして研究開発法人を位置づけるかといったことにつきまして、この報告書にも書いておりますとおりでございますが、研究開発法人は国家戦略に基づき、大学や企業では取り組み難い研究開発の課題に取り組む機関、また我が国でのイノベーションを推進するに当たって成長戦略上極めて重要なものというふうに認識をしていると。

そういった中で、さらに二、三の特定国立研究開発法人を今後指定していくといった制度上の決定事項もございましたが、特に厳しい国際競争の中、科学技術イノベーション

ンの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う、こういったものも含まれるという認識でございます。

そういった中で、現行の独法制度下での法人の目標設定・評価に関する課題ということを一列記してございます。こちらに関連いたしまして、資料4に机上資料として資料4の参考1、それから資料4の参考2、この2つの資料をお配りさせていただいております。先ほど事務局からの回答の中で御説明いたしました資料4の参考1におきましては、今回の科学技術決定を踏まえて研究開発型法人として、今後こういったものが位置づけられ、またどのような統廃合がなされるのか、こういったものを1枚目にお示ししてございます。赤字で書きましたものが今後国立研究開発法人として位置づけられるといったことでございます。その前提でそういった今後研究開発型とされるものの現状での法人の業務の内容、それから職員数、予算等につきましては、めくっていただいたページの後に概略を記載させていただいております。おおむね研究開発法人とはどのようなものがあるのかといったことについて、この資料から御参照いただければと思います。

その上で、資料4の参考2に独立行政法人評価の概要を書いております。ページがないもので恐縮でございますが、めくっていただきまして「2.」の「独立行政法人の業務運営の流れ」というふうにも書いてございまして、もともと独法の制度の中で「2.」のタイトルのページに書いてございまして、主務大臣が法人ごとに3から5年の中期目標を定め、各法人はこの中期目標に基づいて中期計画及び年度計画を策定し、計画的な業務遂行を行うといったことになってございます。こういったところ、研究開発の先ほど来の特性を踏まえてどうかと、こういった観点があるという趣旨でございます。

また、独法の業務実績については、毎年度、それから中期目標期間終了時に第三者機関による評価、独立行政法人評価委員会といったものが各主務省ごとに設置されておりますけれども、こういったところの第三者機関、さらには総務省に設置されている全体の2次評価のための委員会、これによる評価が実施されるといったことで、こういった状況の中で、さらには可能な限り定量的な目標設定が求められ、それに基づく達成度評価が求められると。こういったことで、ある意味計画的、ややもすると固定的なカリキュラムの中での業務遂行及び評価と、こういった枠組みになっているという現状認識がございまして。

資料戻っていただきまして、資料4の先ほどの課題のところでございます。

そういったところを踏まえまして、そもそも研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）の特性を踏まえたものと必ずしもなっていないのではないか。それによって研究成果の最大化が図られていないのではないかといったことを1つ目のポツに書かせていただいております。

また、法人ごとにそれぞれミッションが異なって、必要なマネジメント、それに応じたマネジメント等が必要であるが、めり張りがつきにくいといった点も付記してござい

ます。

2つ目のポツにおいて、これまでのこういった評価というものが主に効率化を中心とした外形的標準を重視した達成度評価、先ほどの3から5年での中期目標の設定で定量的な目標設定に基づいた達成度評価にかなり終始しているといったことで、研究開発の成果に対する専門的な評価、あるいは成果を踏まえた将来性についての評価といったものが適切に実施されていないのではないか。

さらには、情勢の急激な変化や研究の途上で得られた予測もしなかった成果の発現、こういったものを踏まえて、得られた成果を踏まえて、新たなマイルストーンを設定していくと。こういった研究開発の方向転換や重点のシフトを促すよりも、こういった戦略性を重視したような評価が行われていないという実態があるのではないかとといった問題意識を持ってございます。

これを踏まえまして、めくっていただきまして2ページ目に、今後の目標設定および評価のあり方といったことで、これも有識者懇談会の中のエッセンスを書いてございます。前提として研究開発成果の最大化を目的とし、研究開発の特性を踏まえた目標設定や評価の方法を定めるといった前提を置かせていただきまして、その上で目標設定につきましては、先ほど来のとおり、今後は基本的には独法制度の中での評価を行っていき、その中で中期的な戦略目標を提示していくのですが、その中でしっかりと科学技術基本計画などの国家戦略を踏まえた中期戦略目標を提示していく。

その上で研究開発の特性を踏まえて、定量的な達成目標を設定することがなじまない場合もあり、目標は課題解決型とすると。こういった方向をお示ししてございます。

また、研究開発の長期性を鑑みまして、法人の特性に応じて中期戦略目標の期間を設定することとした上で、最大で7年までの設定を可能とするといったことで考えてございます。

これを踏まえて、法人の長におきましては中期戦略計画を策定するといった流れかということでございます。

また、評価。目標設定を踏まえた評価の実施方法に関しまして、研究開発の成果について、国際水準をリードすることを目指すためには、国際的なベンチマーキングの導入も図りながら、新規性や革新性を勘案した専門的評価を実施すること。

その際、産業界や社会といったユーザーサイドの視点をしっかり取り入れるといったことや課題に対するソリューションへの貢献度の確認といったことも必要ではないかといったことが1点目でございます。

2点目は、目標に対する過去の活動の達成度評価に終始するのではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかといった、先を見越した評価とするべきではないか。

また、その際、当初目標としたもの以外の成果、あるいは副次的な成果も幅広く捉える評価とするべきではないか。

さらに3点目として、現状では重畳的な評価となっていて、どちらかというところ、減点主義的な評価が行われているのではないかと、これを踏まえて、合理的、効率的かつ効果的で、また研究開発を促進するポジティブな側面を持つ評価とすべきではないかというふうなことを示してございます。

これらにつきましては、研究開発法人に共通してのあり方というふうにご覧いただいておりますが、その下に今後特定国立研究開発法人としていく法人、世界最高水準の研究成果が期待される法人について、こういった措置に向けた制度づくりが進められているということを改めて付記させていただきますが、今後こういった特定のものについてのマネジメント、目標設定、評価について特に特記すべき事項があるかどうか。その内容等に含めても今後検討してまいりたいと、こういった趣旨でございます。

めくっていただきまして、4ページを御覧いただけますでしょうか。

総科会議、評価専調については、これまで国の研究開発評価に関する大綱的指針、評価のルールづくりを行って大綱的指針を取りまとめているところでございます。こちらにつきましては、机上資料としてオレンジ色の冊子もお配りさせていただいております。24年12月の改定版の大綱的指針でございます。この中で研究開発法人の評価に係る部分について、これにつきましては大綱的指針の中では対象別評価として研究開発プログラム、研究開発課題、研究者、それから研究開発機関等、この4つの対象についての評価の方法等を定めておりますが、その4番目の研究開発機関等の評価の中に関連する記述がございますので、その抜粋を書いております。

最初の冒頭の2ページのあたりに、はじめにというところで、大綱的指針で示しております研究開発等の機関の評価と独立行政法人評価との関係を書いております。その中で独立行政法人通則法に基づく評価の制度、今実施されているこういう評価の仕組みがあるということを前提として、これと整合するように取り組むということを基本的な方針として明記しております。

また、19ページから20ページ、2ページほど研究開発機関等の評価といった中で関連するものを定めてございますが、3つ目の「1. 評価の実施時期」を御覧いただきますと、中期目標期間等を踏まえ、3年から6年程度の期間を目安として、一定期間ごとに実施とございます。基本的には、独立行政法人通則法に基づく評価、現行の評価の仕組みを前提とした記述となっております。

また、評価方法に関連して、研究開発の実施・推進の面から実施する評価と機関運営面の評価、この2つについて、大綱的指針の中では①に関しましては、Iの研究開発プログラムの評価及びIIの研究開発課題の評価に準じた評価方法等により自己点検を行って、それを踏まえて評価を進めると。こういったことも書かれてございます。

実は、研究開発課題の評価方法に関しまして、大綱的指針の14ページを御覧いただければというふうに思います。

もともと大綱的指針の14ページ、「4.」の評価方法の「(1) 評価手法」とござ

いまして、その3つ目の段落、「その際」という記述がございます。2行目以降に、「基礎研究等においては定量的な評価手法の画一的な適用が挑戦的な研究開発の取組を阻害する場合もあることから、定量的な評価手法に過度に依存せず、定性的な評価手法も併用すべき」。

また、その下の段落におきましては、「成果に係る評価において、実施したプロセスの妥当性や副次的な成果、次につながる成果を幅広い視野から捉える」と、こういった記述もございまして、今回現状の評価の中で課題として認識していたものに対応した記述というものを大綱的指針の——既にそういった趣旨というものは、ある程度現状の大綱的指針にも含まれているということがございます。

一方で、今の研究開発法人についての評価の仕組みと整合するという前提の中で、それとの整合も図るということの中で、そういった趣旨が必ずしも反映できていないといったこともございます。

そういったことを踏まえて、今回、この評価指針の検討を行いながら、必要に応じて大綱的指針の内容についても、評価指針の内容と整合がとれるように見直すといったことも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【久間会長】 ありがとうございます。

本日の議論を進めるに当たり、まず、先ほど御紹介しました有識者懇談会の座長を務めていただいた門永先生から、昨年度の有識者懇談会の内容も含めて、一言御説明いただければと思います。

【門永代表（Intrinsics）】 初めまして、門永と申します。

私は、もともと経営コンサルタントで、マッキンゼーというコンサルティング会社に長年おりました。退職後もお手伝いをする一方で、10年前に独立行政法人が発足したときから評価に携わっています。

文科省の独立行政法人です。そこの評価委員会の委員長を務めています。特に9つの研究開発型独立行政法人をまた束ねて分科会があり、そこの分科会長もしております。そういう関係もあって、今回研究開発型の独立行政法人に関する有識者懇談会に呼ばれて座長もさせていただいた経緯がございます。

その報告書の内容は先ほど事務局から御説明いただいたとおりですが、違った視点で補足をいたします。10年ほど前に独立行政法人ができたときに通則法を作って、マネージしていこうということでスタートしたわけです。対象として100ぐらい法人があったと思います。過半数のところは定型業務をしていたので、それに合った法律ができてスタートをしたというふうに私は理解をしていますが、実はそのうちの3分の1は研究開発型でした。研究開発型は定型業務でないこともたくさんやっていますので、スタート時点から間尺に合わないところがありました。ただ、それは運用で何とかしていこうということで10年前にスタートしたのだろうというふうに私は理解しています。

それが時間の経過とともに、やりにくいところがあるという話が研究開発型の法人の理事長から出始めて、いろいろなところで議論がされてきたわけですが、いろいろ工夫したけれども、ついに限界に来たんじゃないかという声が高まってきました。

それと同時に、安倍総理大臣の「イノベーションが最も起こりやすい国にしよう」という話があって、その観点から考えると、運用の工夫でどうやっていこうかという議論ではなくて、そもそもイノベーションが最も起こりやすい国にするのにはどういう形になっていなければならないのかという、あるべき姿を先に議論をしようではないかということで懇談会が始まりました。

ここにいらっしゃる久間会長や原山議員にも御参画いただき、そこに法人の理事長、例えば理研の野依理事長やJSTの中村理事長、それから懇談会のメンバーの中に産総研の野間口元理事長がおられまして、現状についてヒアリングをしました。問題点の指摘というよりは悲鳴に近いものがある、いろいろやっているけれども、この延長線上でイノベーションに最も適した国になるとか、海外のこのタイプの法人に近づいていって追い越すのは、至難の業というか、無理であるというような意見が多くありまして、それで、ではそのためにはどういう仕組みになっていなければいけないのかということも議論しました。

その中で目標設定とか評価とか——評価も組織のパフォーマンスだけじゃなくて、法人の長の評価をどうするかとか、人材に関しての自由度、それは処遇とか国籍とかそういうことも含めてですが、の話であるとか、総合科学技術会議のかかわり方、主務大臣のかかわり方、この辺についていろいろと意見が出て、それを取りまとめました。

結課として、研究開発法人の成果を最大化していくためにはルールは作り直したほうがいいのではないかとというのが結論でした。先ほど御質問もいただきましたけれども、今の通則法の外に出して研究開発法人にふさわしいルールを作ったらどうかということも結論として11月に終わりました。その後12月に政府で議論があって、先ほど御説明があったような形になった。

懇談会で提言した形にはなりませんでしたが、それでも、まだそのルールを変える、追加するという自由度は確保されたのかなと。したがって、後はどういうふうにそれをつくっていくかということをごちゃごちゃで適切な指針が出せればいいかなというふうに思っております。

以上です。

【久間会長】 ありがとうございます。

資料4に有識者懇談会で議論された内容のエッセンスがまとめられています。また、参考資料1は、有識者懇談会がまとめた成長戦略のための新たな研究開発法人制度の資料です。参考にいただければと思います。

門永先生には、今後、評価専門調査会の専門委員に就任いただくとともに、今後設置する部会の座長もお願いしたいと考えております。

それでは、皆様から意見をお願いしたいと思います。

ご意見いただくにあたり、どの法人を特定に決めるかを議論する場ではないので、特定された研究開発法人の評価や目標はどうあるべきかと、研究開発法人全体に対する目標設定と評価をどう行うかの指針について議論する場であるということを御認識いただきたいと思います。

それでは、御自由によろしくお願いします。

上野さん、どうぞ。

【上野委員】 もう一度お話しただいたところの確認なんですけれども、資料2の2ページで、今般の目標・評価指針を検討する議論の対象は特定国立研究開発法人を含む国立研究開発法人、このオレンジ色のところに加えて赤い部分も含んだベン図であるという御説明だったと理解しています。一方、先ほどおっしゃられた有識者懇談会では独法制度とは異なる新たな法制度等を創設すべきとなったんですが、そのとおりにとはならなかった、しかし、「これから定めていくルール」で、よりよい形になっていけばよいと思うというような御説明をいただきました。その「これから定めていくルール」とは、今般総合科学技術会議で検討する目標・評価指針のことでしょうか。それとも、「これから定めていくルール」は、目標・評価指針とは別で、2ページの右上の「別法の定めるルール」というところに該当するのでしょうか。あるいは、この「別法の定めるルール」というのが、今回総合科学技術会議で議論しようとしている目標・評価指針のことなのではないでしょうか。若干混乱してしまったので、もう一度確認させていただければ幸いです。

【久間会長】 今回議論しているのは、国立研究開発法人全体の話と、特定国立研究開発法人の両方です。

研究開発法人全体のルールを決めて、それを総務省が通則法のルールの中にそのまま入れ込むと御理解いただければと思います。

【上野委員】 すみません、質問の仕方が悪かったのだと思いますので、もう一度質問させてください。資料2の2ページの図の一番上のところに2つ書かれていて、「独法通則法のルール」と右側に「別法の定めるルール（※）」とあります。この「別法の定めるルール」に「目標、評価、業務運営等に関するもの」とあって、資料4のほうで今回検討するものについても、「目標・評価指針」という言葉が使われています。「別法の定めるルール」が、資料4で今回総合科学技術会議の中で議論しようとしている「目標・評価指針」を指すのでしょうか。それとも、別のものという理解でよろしいのでしょうか。

【久間会長】 ですから、今回の対象はオレンジのところと赤いところ、両方を含みます。

【上野委員】 それは理解しておりますが、「別法の定めるルール」は、資料2の2ページの図では、赤のはみ出したところだけを囲っており、オレンジと赤の両方を対象に

はしていないようです。

【上野委員】 今回我々が議論する目標・評価指針は、オレンジと赤の両方を含みますので、赤だけを対象にしている「別法の定めるルール」とは別のものであるという理解でよろしいでしょうか。

【久間会長】 事務局。

【鎌田企画官】 事務局から補足させていただきます。

今回独立行政法人通則法の中で、その改正とあわせて今回総合科学技術会議でこれから御議論いただく目標・評価指針の改定、それがあわせて今後の研究開発法人に適用されるルールの全体の中身となっておりますので、したがいまして、通則法のルール、これも実は今関係府省の中でどういうふうなあり方があるかという枠組みの議論をしておりまして、そのさらに具体的な中身を総合科学技術会議のこの場で御議論いただくという、そういう関係でございます。

【久間会長】 門永さんからお願いします。

【門永代表（Intrinsics）】 御質問の趣旨を、もし私が正しく理解しているとする、指針とルールの関係なのではないかと思えます。

【上野委員】 おしゃる通りです。

【門永代表（Intrinsics）】 ですから、ここで指針を出すと、その下のルールが決まるのですか？

【久間会長】 では、事務局から。

【鎌田企画官】 申しわけございません。ここで「独法通則法のルール」というふうに書かれておりますのは、基本的に法律とか、そこで枠組みが決められるルールというイメージでございます。したがいまして、その法律で枠組みが決められた中の、さらに具体的な運用部分というのは、また別の中身、法律ではもうちょっと大枠が決められるものでございますので、その具体的な中身を御議論いただくという、そういう階層構造になっているところでございます。

【久間会長】 もう少しわかりやすく説明ください。

【井上企画官】 まず前提としてオレンジの国立研究開発法人、その特定も含めて、これについて総合科学技術会議が指針を策定するという事は、後ほどの閣議決定で明記されている方針でございます。それ以外の特定国立研究開発法人に関する――資料上は目標・評価の関係する部分だけ書いていますが、いろいろ業務運営とか運用とかも含めて別法を定めてルール化するという形になってございまして、基本的な認識としては、閣議決定で決まっていることが今決まっていることであって、それを踏まえて独法通則法のルールの中で定めることと別法の中で定めることというのが今後整理されていくということで、まずございますと。

ですので、そこは今の段階でやや流動的――どういう法制度のもとになるかということところは明確でないところもあるので、一応閣議決定で決まっていることが今後仕組みの

中でルール化されるという理解をいただければ、それでいいのかなというのが。

【久間会長】 では、森本さん。

【森本審議官】 混乱を招いておりますすみません。

この独立行政法人の通則法も新しい特別措置法もこれからつくらなければいけないものでございまして、まさに新しい法制度をこれからつくろうということで議論しております。

その際、基本的なことは法律の中に書き込むんですけれども、具体的な運用レベルの課題というのもあります。例えば、評価をどういうふうに行うべきかというようなものは運用の段階での具体的な方針をつくらないと実際上法目的が達成できないということになります。ここに書いてあるルールというのは、法律の大枠のことを言っております、この委員会で御議論いただきたいのは、その大枠のもとで、それを具体的に研究開発の現場でどういうふうに適用すれば、本当に研究開発の中身、質がよくなるのか、あるいは世界と戦えるようになるのかというようなことを具体的に評価の手法として、この指針の中に書き込んでいくというのが、ここで議論をお願いしたい事項でございます。

したがって、それらは階層が違まして、独法通則法では効率的、効果的な業務運営をなさいというような非常に一般的な共通ルールというのが定められています。それだけでは研究現場では、どうやって評価したらいいかわからないということになりますので、先ほど今の評価の問題点が洗い出されておりましたが、それを解決するためにどういう評価の仕方をすればいいかということ指針として定めていただくことによって、もっといい研究開発法人体制を構築できるのではないかと、こういうことでございます。

【久間会長】 わかりましたか。

【上野委員】 わかりました。つまり、ルールとは法律を指しており、我々の議論の対象である指針とは別ということですね。

【久間会長】 では、高橋さん。

【高橋委員】 独法通則法もこれから変えるとおっしゃいましたよね。同時並行ということですね。そうすると、こちらが決めた指針がうまくいくように法律のほうを変えてくれるということなんですか。時間的なタイムスケジュールはどうなっているんですか。

【森本審議官】 独法通則法は、今の通常国会に出す予定でございまして、3月をめどに閣議決定をするということになっています。

それから、この別法のほうも、それと相前後いたしまして、若干遅れるかと思えますけれども、3月から4月ごろにかけて特定研究開発法人のための制度について新しく法律として通常国会に出すことを想定しています。

そうしますと、ここの場での指針の検討というのは先行的に開始していただきまして、6月に法律が成立したとして、実際にそれが適用されるのは来年の4月に施行ということになると思われますので、今から1年ちょっとたったときですが、そのときまでにきちんと各研究開発法人がその指針を踏まえて自分たちの中期目標であるとか中期計画とか、

そういったものを変えていかなければいけなくなるわけです。それに間に合うように、まさにこの指針をつくり、そして、それを各法人が踏まえて目標・計画をつくった上で来年の4月を迎えられるようにすると、こういう順になります。

【久間会長】 一般的な独立行政法人の部分は、総務省が中心になって変えていくわけです。このオレンジ色と赤色のところを、総合科学技術会議が中心になって決めていきます。

ただ、境目ではいろいろな課題が出てくると思います。法律ができる時期が違いますが、お互いにインタラクションする必要がありますね。

【森本審議官】 はい。したがって、おつくりいただく指針の中で国立研究開発法人全般について対象としてカバーしなければいけない共通規律と、それからその上乘せ分として特定研究開発法人のみに適用される部分が出てくるのではないかと思います。

それは、法律上は独立のものかもしれませんが、理念としては整合性を持ったものでなければいけないし、我々としては総合科学技術会議で両方の共通の指針を策定するということを義務として負っておりますので、それを御議論いただいて、それがいわば全体の仕組みの中にうまくはめ込まれるような、そういうものになればいいのかなと思っております。

【久間会長】 ありがとうございます。

大分理解は深まったと思います。まずは、法律の大枠がルールであって、これから門永先生を中心に具体的な指針等を検討していくことになります。そのために皆さんの御意見をいろいろ出していただきたいと思っております。

では、一番端から。どうぞ。

【竹中委員】 資料4の2ページ、「基本認識」というところアンダーランがありまして、「研究開発成果の最大化を目的とすべき」と書いてございます。これはよく理解できるんですけども、その下の「目標設定」のところポツ1の下、3行目、「研究開発の特性から、定量的な達成目標を設定することが馴染まない場合もあり、目標は課題解決型とする」と書いてありますので、この文言を読むと、研究開発成果の最大化なんだけれども、目標はあくまでも課題解決型で数値目標ではありませんよと、そういうことに読めますけれども、それでよろしいですか。

【久間会長】 課題解決型の意味を事務局から説明しないと誤解を生じますね。お願いします。

【鎌田企画官】 ありがとうございます。

現在の独立行政法人の制度の中では、できる限り定量的な目標を設定して、それで、その達成度を評価するという枠組みになってございますが、研究開発の特性で定量的な目標を設定することがなじまない場合もあると言っているだけでございますので、全て定量的な目標設定を否定しているという趣旨では、まずございません。

その上で、ここで目標は課題解決型としているというふうにありますのは、例えば、

これも昨年から例示としてよく挙げられておりましたけれども、がんを撲滅するために研究開発法人がどういうふうな貢献をするのかでありますとか、エネルギーの安定的な確保のためにどう向けていくのかという、そういう課題解決に向けて研究開発法人がどういう目標を立てていくかというような視点から設定をすべきというような趣旨でございます。

したがって、そういう課題解決を中心とした定性的な目標と定量的な部分もあわせ含めた目標の設定というような趣旨でございます。

【竹中委員】 だと思いますので、この文言は少し直さないといけないですね。これだと目標は課題解決型だけになっちゃいますので、それを直されたほうがいいのか。

それから、3ページ目ですけども、「評価」のところの上から何行目かにありますような、「当初目標としたもの以外の成果、副次的な成果も幅広くとらえる評価」と書いてありますけれども、そのとおりなんでしょうけれども、これはかなり難しいです。こういうことを目指すということでしょうけれども、これ評価する人がかなり大変じゃないかなという気がしますけれども、そこら辺は大変だけれども、それは評価していくと、そういうことですね。

【久間会長】 そういうことですね。そういった風土をつくっていかないといけないと思うんです。

ほかに御質問。

伊藤さん、どうぞ。

【伊藤委員】 こちらの目標設定及び評価のあり方というところはおおむね賛成ですけども、一番大変だと思うのが、誰が評価するか、評価者をどう選ぶかという点です。実際私も独立行政法人の研究プロジェクトに外部協力者としてかかわっていて、自分が評価を受けもし、また同時に外部者として評価もしているという状況です。多くの人がそのように評価者にもなっているわけなんですけれども、基本的に日本語で評価を書ける人を選べと言われることが多くて、日本語で評価を書くことができ、かつその分野のことを知っているという研究者を選ぶこと自体が非常に難しいです。また、同じ人にたくさん評価依頼がいつてしまったりしてしまっていて、非常に大変だと感じています。

外国に住んでいる人でもいいとは言われるんですが、その場合でも、日本語を読めて書ける人ということになってしまっていて、外部評価がどれぐらいうまく機能しているのかを疑問に感じることもあります。

指針なので、外国人をどれだけ入れろとか英語で評価をしろとか、あまり細かいことを書くのはなじまないのかもしれないのですが、現在の大綱的指針に書かれているような「外部評価を原則とし」という書き方だけで十分に適切な評価者が選ばれるのかというのは疑問に思うところですし、どのような書き方をすると、より効果的に評価ができる人を選べるかですとか、非常に実効性のある評価をやることができるか。どういう人が評価をするのかというところを検討する必要があると感じました。

以上です。

【久間会長】 重要な御指摘と思います。

まず事務局から、現在、特に研究開発法人をどう評価しているかを説明していただき、門永先生から有識者懇談会での議論を御説明いただき、それに対して皆さんから意見をいただきたいと思います。

まずは事務局から。

【鎌田企画官】 現在、独立行政法人の評価委員会では、基本的には日本国籍を有する有識者の方々からメンバーが選定されてございます。法律、法制上そういう形になってございますので、外国人の方は現時点では就任できないんですけれども、昨年からの議論もございまして、日本国内だけの評価だけではなくて、国際的な研究開発の価値なども考えて評価をしていくことが重要だということで、今後は外国人の方にも評価委員にも入っていただくことが可能になるような制度をつくっていくという方向になっていきます。

ただし、必ず入れなければならないということではございませんので、それは各研究開発法人の状況等に応じて各省御判断いただくということになると思います。

【久間会長】 門永先生、何かありましたら。

【門永代表 (Intrinsics)】 有識者懇談会の中でも挙げられましたし、それから通常の独法の評価委員会の中でも委員の先生からコメントをいただきますが、評価疲れというのは実際に法人であります。もう少し評価の生産性が上げられないかというのは大きなテーマで、その軸でも1つ指針が出せればいいなと思いますが、研究開発型の場合、全てのを全部同じタイミング、同じインターバルで評価していく必要があるのかという切り口があります。全部年に1回、それから5年に1回ということでもなかろうと。2年に1回のものもあるかもしれないし、3カ月ごとに見ておかないと方向性を迷ってしまうというものがあるんで、そこのメリハリというのは1つあると思います。

それから、2番目に、先ほど事務局からもありましたが、必要に応じて海外の人の評価を受けるという話。これもまたオール・オア・ナッシングで、そうなると、もう全部の資料が英語だということになってしまいます。日本人だけで評価すればいいようなものも英語だというふうになってしまわないように注意しなければいけないと思います。

それから、先ほど竹中委員から御質問にありました、定量的じゃないものの評価の難しさは懇談会でもいろいろと議論がありました。それで、まず定量的なものというのは、この数字に達すればオーケーということになる。これが現在の独法の評価でほとんどのものはそうなんです、それだとロボットが評価しても同じなわけです。その数字に達したか達していないか。論文の数とかパテントの数とか。そういうことだけではなかろうと思います。これが将来何につながっていくのかということとその時点での英知を集めて議論して、間違っているかもしれないけれども、ベストエフォートで評価をして先に進めることが必要。そこを何とかできるようなスキルと、先ほど会長がおっしゃった

カルチャーをつくっていかないといけないのではないかという話が懇談会でも出ました。そこで出た貴重な意見として、そういう精神を持って今後のルールづくりをしないと、また元の木阿弥になってしまうんじゃないかというのがありました。課題解決型、将来へのインパクトというのを念頭にといいながら、結局定量的なものが測りやすいので、それを測りましょうというふうなことになるように注意してくださいというコメントが懇談会でもありました。私も全くそのとおりだと思います。

あと現在評価はどんどん重層的になって量が増える方向なんです、その1つの要因としては、研究開発法人型の理事長、研究のトップを差しおいて、外から手を突っ込んで評価しているという面もあるんです。理事長が責任を持って評価をして先に進めるという話と、それから外の目を入れて、みんなで議論すると、英知を集めるという話と、ここもメリハリが必要だと思いますが、ここ数年の傾向を見ると、外国人も入れて専門家も入れて、中で行われている研究をつぶさに外の人が見ていきましょと。その間、（極端な言い方ですけども）理事長は傍観している。その方向もちよっと違うんじゃないかなと思います。

したがって、理事長がそういうことをちゃんとやれるかどうか、やっているかどうかの評価、これは強化していくべきという議論もありました。

以上です。

**【久間会長】** ありがとうございます。

私も研究者時代から世界でナンバーワンになるチャレンジャブルな目標を掲げていましたが、達成できないこともありますよね。しかし、世界ナンバーワンを目指すことは、高く評価すべきです。

数値だけで達成できた、あるいはできなかったと評価してはいけないことも重要なポイントだと思います。当初の研究の成果は達成できないけれど、思わぬ別の成果が出てくるとかもあるので、いろいろな形の評価の仕組みがあると思います。

どうぞ。

**【石田委員】** 何点かございまして、門永さんがおっしゃった評価疲れという問題があると思うんですけども、それを解決する多分最大の方法というのは、どううまくフィードフォワードするかということだと思うんですけども、残念ながら、現実においては余りないです。ですから、そこをどう担保するかという仕掛けが極めて重要だと思うんです。そのためには、今評価というと、これもおっしゃったことなんですけれども、全部平均的にやりますので、すごく薄いんです。ですから、その辺の評価の方法というのも考えるべきだろうと思います。

それと、評価ということの切り離せないものとして目標設定というのがあって、そのときに先ほどの課題の例として、がん撲滅って非常に大きな目標設定がありますけれども、各法人のミッションと目標と個々の研究課題との関係を目標という名でもう一度再整理をして、本当に実のある評価になるような、そんな評価システムというのを御提案

いただければなというふうに思いました。

【久間会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【天野委員】 今までいろいろお話をお聞きしていて、実務として各法人の長の方の役目が非常に大きいと思いました。科学技術基本計画という国家戦略を受けて主務大臣が目標を設定します。その目標には、課題解決型のものもあるでしょう。それをそれぞれの法人の方が受けて、研究計画を具体化します。つまり、主務大臣から振ってきた課題に対して、各法人の方が、じゃ、自分たちはこういうことをやるよということになると思います。その際に、その課題と研究内容とに乖離があると思うんです。言われてもできないしというのがああると思うんです。

その辺に対して、この総合科学技術会議が適切な関与を行うとありますが、とても難しいことだと思います。いかがでしょうか。

また、研究計画や成果の評価については、内容がわかっている人間がきちんと評価するということが必要になると思いますので、何も知らない外部の方が来て評価しようとすると、研究開発の計画から実施内容から、また全部見直して、やはりこういうことじゃないと成果としては無理だよねというような評価になってしまうと思うんです。

なので、こここのところの第三者機関の評価機関というのをどういう方をどういう考え方で設けるかというのがすごく重要なのと、その成果と評価結果が大もとの国家戦略に対してどういう位置づけになっているのかということを見極めていくことが、本当に日本の国のためには必要だと思います。その点はどんな感じになっているのでしょうか。

【久間会長】 それでは、研究開発法人に対する評価の仕組みを煮詰めるのはこれからですけれども、今の考えを話してください。

【鎌田企画官】 現行の独立行政法人制度では、まさに国全体の科学技術戦略と各法人の関係を評価するという仕組みはございません。したがって、今のこれからの改革の中でも、まさに科学技術の戦略とか方向性と研究開発法人の方向性をリンクさせていくという方向を織り込んでいくという改革も含まれているところでございます。

【天野委員】 ちょっと誤解がありそうなので。法人の成果を直接科学技術基本計画の大もととリンクさせるのではなくて、先ほど主務大臣が間に入りましたよね。なので、各法人の成果をそれを主務されている省庁なり何なりが1度こなして、それで科学技術基本計画に反映させるべきだと思うんです。そこのところの仕組みがないと、本当の意味での評価とか成果というのはないんじゃないかと思ったんですけれども、どうでしょうか。

【久間会長】 おっしゃるとおりですよ。その両方向は必要ですよ。各省庁からのボトムアップの提案と、総合科学技術会議によるトップダウンの提案の両方を考慮して、科学技術基本計画を策定すべきだと思います。

それから、総合科学技術会議が本当に評価できるかですが、総合科学技術会議は、細

かい一つ一つのテーマを評価するのではなくて、全体として各省庁の方向性や施策が正しいかどうかを、それこそ科学技術基本計画に沿って正しい方向で、しかも正しいウエートで各課題にリソースが振られているか、府省連携がうまく進められているかなどを、評価すべきと思います。

【天野委員】 そうですね。

【久間会長】 ほかにいかがですか。

河合先生、どうぞ。

【河合委員】 理念にかかわるところで、資料4の研究開発法人のあるべき姿というところに書かれていることと、それから参考1の新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会の報告、その一番最初の前文です。1ページ目から3ページ目のところ。そこに関係あることで申し上げたいことがございます。

まず参考1のほう。「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げると。それで、そのためにいろいろな制度を変えるのだと。それが出発点であると。

それで、1ページ目の後ろにいろいろな課題、外国との交流が少ないとかトップ論文が減っているとか、そういう問題が指摘されているわけです。

そういう部分に対応するようなものというのが多分国立研究開発法人の中でも特に世界的なレベルでそういう研究を行う特定研究開発法人、二、三件に制度を対応させるという認識でよろしいのでしょうか。

しかし、世界的な研究法人に合わせて全ての法人の制度設計すると、多分また同じように無理が生じてくると。そのところが今非常にごっちゃに議論されているような気がします。

私は今は大学におりますが、実はその前に理研に14年間おりました（独法になる前の理研ですけれども）、その後大学に13年間おります。その経験を踏まえて、理研と今大学でやっていることと見比べて、それでここの研究開発法人のあるべき姿というの下線を読みますと、「国家戦略に基づき、大学や企業では取り組み難い研究開発の課題に取り組む機関であり」と書いてあります。

研究開発独法はいろいろありますから、その大部分は違うんでしょうけれども、理研に関して言うと、そこで行う研究課題と大学で行う研究課題は、もうほとんどオーバーラップしています。だから、理研はこの定義には合わないのです。

それで、何が違うかという、大学では教育というのが非常に大きい。ですが、恐らくすぐれた研究開発を継続していくためには、人材の養成というのが非常に重要であって、それで実際理研にも大学の教員を兼任していたり、あるいは連携大学院というような仕組みを持って大学院生を入れているわけです。そういう人材の養成。

もう一つは、人材の流動性だと思います。そのことは、先ほどのベン図で言うと人事管理に関係するところなのかもしれないのですけれども、例えば大学の教員が何年間かこの研究開発法人に来て、または戻ることができるというような仕組みをつくらないと

思います。つまり、1つのところだけ、例えば非常に設備と給料をよくして世界トップクラスの機関をつくるとしても多分成り立たなくて、すそ野を広げて人事が交流できるような仕組みをつくらなくちゃいけないと思います。それで、そのような仕組みをサポートできるような評価というのがあるのではないかと思います。

それからもう一つ、最初の問題に関係するのですけれども、研究開発の課題です。目標は課題解決型とすると。それで、例えばがん撲滅というのがその例として挙げられたのですけれども、多分理研でやっているようなことは、そういうような、もうここまでやればいいというのは、それこそがん撲滅とかアルツハイマー病の解決とか、そのような解決すべき目標を言うことはできるけれども、みんな本当にすぐできると思ってやっているわけではないわけですよ。何十年もかけて、それを解決するための基礎のところをやっているわけです。そういうものを数年間で課題解決型という枠組みで評価するのは違うんじゃないかと思います。

さらに言うと、本当に根本的なイノベーションというのは、トップダウンでこの問題を解決しなさいという形で与えられた研究課題からは生じなくて、むしろ新たに課題を見つけるような研究、そこからイノベーションというのは生まれると思うのです。

そういう意味で、この評価の理念というのは、もうちょっと工夫したほうがいいのではないかと思います。

私の考えです。以上です。

【久間会長】 ありがとうございます。

3点あります。まず、参考資料1の成長戦略のための新たな研究開発法人制度は、特定国立研究開発法人に限定した資料ではなくて、研究開発法人全般に対してつくったものです。ですから、この中の一部は全体に通用するし、一部は特定に通用すると御理解ください。

それから2つ目、理研と大学は同じじゃないかという意見ですが、研究には、基礎研究から産業界に役立つ研究までいろいろありますよね。基本的には、それらの研究の配分が国立研究所と大学では違って、また、研究開発法人でも文科省系と経産省系では違うということですね。

それから、3つ目に、国立研究所と大学の大きな違いがあります。国立研究所は、例えばSpring-8やスーパーコンピュータ「京」等、国内に数台しかないような大型の設備も持って、これを誰でも使えるように運営するのも一つの役割ですね。ですから、大学と国立研究所の役割は大分違うと思います。

また、この研究は大学、この研究は国研と分けるのは、おかしいと私は思います。国立の研究所だから国のミッションによりウエートを置くべきですし、大学は、より自由な発想の研究にウエートを置くべきだと思います。この大学と国立研究所の役割分担に関しては、また議論していただきたいと思います。

それから、課題解決型イノベーションは、トップダウンでなくてボトムアップという

のは、逆に言い過ぎでして、両方あると思います。

【河合委員】 私はボトムアップだと言ったのではなくて、多様性が必要であると。そういうふうに言いました。

【久間会長】 トップダウンでイノベーションが起こらないというのも極論じゃないでしょうか。

【河合委員】 それは意見が分かれるところだと思います。

【久間会長】 と思います。個人的な考えです。

今の河合先生の意見に対して、皆さん、何か御意見ありましたら。

どうぞ。

【門永代表 (Intrinsics)】 例えばがん撲滅という目標に対して、5年とか7年でちゃんとやったかどうか見ていくのかという御質問あったと思うんですが、5年、7年で撲滅しろという目標の設定の仕方ではないと思います。当然がんの中にもいろいろな領域があって、その中でこれができれば、次はこれできてというマイルストーン型の目標設定の仕方になっていくと思います。

【久間会長】 ほかに。

では上野さん。

【上野委員】 研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指すために行う今回の制度改正は、非常に重要なことだと思っておりまして、最初にこの場での議論の対象の範囲を質問させていただいて、森本審議官から非常にわかりやすい説明いただきまして、どうもありがとうございました。

御説明の中で、今回ルールは2つのルールにまたがるんですけども、策定する目標・評価指針のほうは国立研究開発法人と特定国立研究開発法人両方を対象に含めたものを策定して、指針の一部が特定国立研究開発法人だけを対象に上乘せするものになるのではないかとと思われると審議官のほうから御説明がありました。この両者の違いというのは、国家戦略に基づき世界最高水準の成果を目指しているかないかというところだと先ほど御説明があったんですけども、有識者懇談会の中ではどのような提案があったのでしょうか。もともと独法制度とは異なる新たな法制度を国立研究開発法人に対しては定めるべきとの御提案だったわけですけども、この2つをどのように分けて、どういうふうに違いを出して行って、目標や評価を違えていくべきという御提案があったのかを教えてくださいたいければ幸いです。

【久間会長】 初めから2つに分けようという議論はなかったです。門永先生から説明をお願いできますか。

【門永代表 (Intrinsics)】 今会長がおっしゃったとおりで、懇談会で話しているときは、外に出して、それで新たにいろいろとルールを決めていきたいと思いますという話でした。その話をしていたとき、今ある37法人が全部該当するわけではないねという議論もありました。その新しいルールじゃなくて、前のルールでいいところもあるかもしれ

ないし、または領域を考えて統廃合ということもありうるという議論はしていました。ただ、こういう2種類つくろうという話はしませんでした。

【上野委員】　そうしますと、これからの議論の中でどう違っていくかということも含めて議論していくという、下村文部科学大臣が金曜日に特定国立研究開発法人として理研を指定したというようなことを発言されていましたが、これから二、三決めていく、そこと、そうじゃないところとは、ここが違うということも含めて、この中で議論していくということになるのでしょうか。

【久間会長】　基本的にはそうです。研究開発法人全体としては、こういうルールや指針があり、その中でも、二、三の特定研究開発法人はプラスアルファでこういったことを決めますということ議論していきます。

長我部さん。

【長我部委員】　法体系の確認として、大綱的指針との関係を伺いたと思います。大綱的指針は、独法の評価だけではなく研究者の評価も含むので対象も広く扱っていると思いますが、両方とも指針なので包含関係はなく、両方が相矛盾ない形で並び立つという理解でよろしいかという点。

それから、事務局の御説明の中に、大綱的指針の中で変更すべき個所があれば変えるというような言葉があったかと思いますが、それは、もし変更すべき箇所があった場合は同じスケジュールで閣議決定までもちこんで変更するというのを考えているのでしょうか。

【久間会長】　これは事務局からお願いします。

【井上企画官】　2点ございましたが、1点目につきましては、御指摘のとおりというか、現時点で想定しておりますのは、大綱的指針は大綱的指針としてのまとまりがあって、今回ルールづくり、制度づくりの中で制度の中で位置づけられる指針といったもの、一応セパレートなものとして考え、その両者を整合させるというのが今の考え方でございます。今後の議論の中でどうまとめるというところはもしかしたら御議論あるかもしれません。事務局としては今想定させていただいておりますし、また必要に応じた大綱的指針の見直しについても、同様のスケジュールかなというふうには思っております。

以上でございます。

【長我部委員】　必要があれば、大綱的指針も改定するということですね。

【井上企画官】　の見直しの可能性はあるというふうに思っております。

【長我部委員】　可能性があるということですね。わかりました。

【久間会長】　では、どうぞ。

【射場委員】　研究の特性を踏まえた議論というのは十分よく考えられていて、余り言うこともないですし、私も大学、国研とかいろいろ委員させてもらっていて評価にも加わっていて、そういう評価もされているなという認識はあります。

そういうことも踏まえた上で、さらにイノベーションに加速するためにはということ

を考えると、その評価結果を踏まえてどうアクションするかのところだと思うんです。評価はよくできていても、それは点数をつけただけで、次の何に反映するのかみたいなところが一番重要だと思うんですけれども、今回の議論の中では、そういうPDCAで言うと、CAのところですか。CからAに行くところの仕組みとか考え方みたいなこともあわせて議論されるのでしょうか。

【久間会長】 そのように考えています。よろしいですね。

ほかに御意見。

原山先生。

【原山議員】 私も懇談会に参加した一人なんですけれども、コンテキストというのは独立行政法人の見直しという流れがあって、その中で研究開発に関する特性を出すという要求というのがちょうどいいタイミングであったので、この懇談会が開かれたということです。

その中でもって、まさに一番最初に先ほど座長からのお話があったように、理想像を語り、どういうものが日本の中にあるべきかというのからスタートして、それを現実に落とし込むとして、ギャップをどうやったら埋めることができるか、制度的な話ですが、そういうやり方でいきましたと。

その中で、通則法に関して、難しかった作業は、今既存の通則性を変えていくという流れの中で、こちらから変えてほしいという要求を出していったわけで、どこでもって折り合わせをつけるか、並行した作業となったことが難しかったわけです。その落としどころとして、通則法もかなり研究開発独法の特性を踏まえたものに持っていくという前提で決着がついたということなんです。

ということは、かなりの部分、現行の研究開発独法の中でも改良することによって、今日よりも動かし方が楽になるだろうし、効果的になるというのが1つで、そういう意味で、先ほどの独法全部を3つのカテゴリーに分けて研究開発型が登場する。

その中で、今度はそれ以上にもっと世界的に飛躍してほしいもの場合には、どういう箱が必要か。そういう意味で法的な枠組みの必然性が出てきて、これから詰めていくわけで、これから最終盤に行くと思うんですけれども、その中で我々評価専調の位置づけというのは、まさにこれまでとは異なるところの大きな差別化できる場所の目標設定と評価のあり方について提言していく役割を担うということで、非常に重たい役割だと思います。

まさにこれまでのいろいろな体験から改善すべき点、いろいろとあるんですけれども、より効果的な評価というのは、まさにフィードバックかけるものであって、皆さんのこれまでの御意見の中のを盛り込む形でもってやっていくのと、それと同時に、新たな仕組みとして特別なものをつくる時に、どういう仕組みがいいか。その評価軸も含めて議論をしていただくことによって、この制度というものが生きた制度になることを期待するところです。

【久間会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見等。

どうぞ。

【福井委員】 資料4の3ページの評価につきましては、私もこの方向で評価が行われればよいと思います。

評価者の養成について何か議論があるのか伺いたいと思います。

評価に当たっては、それぞれの研究の内容がわかることと、評価の方法や視点といった、評価そのものについての知識やテクニックも必要ではないかと思われま。大綱的指針を読みましても、評価者の選任はどこかにすぐれた評価者がいるから、その人を選べばいいというふうな書き方がされておりますが、評価者の養成についての議論がありましたら、教えていただきたい。

【久間会長】 評価を変えなくてはいけないというのは、皆さんの共通認識だと思います。ただ、本当に正しく評価できる人が日本にどれだけいるかが課題ですし、逆に育てなくてはいけないと思います。

評価できる人をどう選んでいくか、それからどういう評価基準をつくるかが、これから門永座長を中心として議論する内容の一つと思います。

門永先生からも、今の質問に対して何か御意見ありましたらお願いします。

【門永代表 (Intrinsics)】 回答はないんですけれども、評価者のスキルアップも要るよねという話は、懇談会では出ました。だけど、それをどうするかというところまでは議論ができなかったのです。

それからもう一つ、目標設定のスキルというのも要るであろうと。先ほど申し上げましたが、具体的な目標設定しましょうという傾向はいいんですけれども、具体的イコール定量化、定量化していれば簡単に評価できるという方向に流れてしまうんです。そうではないほうに持っていく。中身は定性的なんだけれども、具体的なこういうゴールのイメージがあって、そこに向かってみんなで行こうというようなものです。そういう設定の仕方というのはスキルが必要で、そちらもスキルアップが要るねという議論は出ました。

【久間会長】 どうぞ。

【長我部委員】 大綱的指針の6ページに評価実施体制の確立ということで、評価人材が養成確保が必要であり、現在は不足しているという認識が背景にあります。大綱的指針の改定の際にこの委員会でも議論がされて、そういう認識になったと思います。今、門永さんが言われたように目標の設定というのは、さらにもう一つスキルの要るもので、ここに対しても確かに養成なり認識を新たにしなければいけない項目だと私も思います。

【久間会長】 ありがとうございます。私も個人的に、評価する人が責任を持つということが必要だと思います。成果がよく出ているものは出ている。だめなものはだめだということを正しく指摘する評価委員会をつくらなくてはいけないです。

もう一つは法人長です。当然のことながら、法人長が各研究開発法人の全責任を負っているわけです。ですから、法人長の役割、権限、責任をどのように設定するかが大事です。

それから、評価委員会が悪い評価をしたら、それ以降、一切その評価委員会には呼ばれないといった悪い風土はなくして、よい成果はよい、悪い成果は悪いと正しく、しかも厳しく評価する委員会をつくっていかないといけないです。これは個人的な考えですが、そういったことも研究開発法人部会で議論したいと思います。

またメールでもいろいろな御意見いただければと思います。評価は、重要なポイントです。

ほかに御意見等ありましたら、お願いします。

どうぞ。

**【相澤委員】** 今の評価の話に少し関係があるのですが、私は今回の資料を拝見して、研究の課題の評価とマネジメントの評価をはっきり分けようとする方向性を感じました。これは、非常に大切なことだと思っています。ここで、研究開発法人を大学ですとか企業の研究所と比べた場合に、やはりポイントとなるのは流動性で、個々の課題については、7年なら7年間予算を投下すれば、優秀な研究者が集って、研究成果が上がる、専門性にすぐれた評価者が個々の課題についてしっかりと成果を見きわめる、そういうことが重要だと思うのですが、その後、研究者は移動してしまうので、マネジメントの評価は個々の課題を評価だけではないと思います。そういうトータルのマネジメントの評価という側面については、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

**【久間会長】** これも総合科学技術会議の見解ではなくて個人的な考えですが、例えば理研なら理研、産総研なら産総研、の理念があると思うんです。法人長がその理念に沿ってマネジメントしているかどうかの評価のポイントの1つじゃないかと思っています。

それから世界に負けない目標値を設定して、達成しているか、あるいは達成できなくても、正しいプロセスで研究開発を進めているか、が評価のポイントになると思うんです。

皆さん、いかがでしょうか。御意見ありましたら。

では、高橋さん。

**【高橋委員】** 似ていて違うかもしれませんが、私が最初から違和感があるのは、特定というのを法人単位に決めるということにして、特定の定義が国家戦略に基づく世界最高水準の成果を目指すということであれば、基本的には科学の研究というのは世界最高水準を目指して皆さんやっておられるはずなので、それを研究所単位で、あなたは世界最高水準でおたくは世界最高水準じゃないですねと分けるという発想がそもそも理解しがたいんです。この辺はどういうふうに整理されて、こういうスキームになったのでしょうか。

**【久間会長】** この会議のディスカッションの対象外とは思いますが、田中さんお願い

します。

【田中（耕）参事官】 御指摘のように課題ごとにとり、そういう考え方もあろうかとは思いますが、独立行政法人制度のたてつけとして現状そうっていないところもあるものですから、そこはそういう今の独立行政法人制度というのを前提とすると、そうならざるを得ないところがあるということかと存じます。

【高橋委員】 そういう説明以上はできないというのはわかりますけれども、もし、イノベーションが一番しやすい国にするというのが大目標であるならば、それにふさわしいように、全ての法律とかルールとかを変えていくという発想じゃないとおかしいと思うんです。この法律がこうだから、こういうたてつけしかできないという発想はおかしいですけれども、ここでやる議論ではないと。

発想のおかしさを感じたことを、ついでにもう一つ申し上げますと、資料4の参考1で1枚めくると各研究法人の職員数とかが出ているんですけれども、この分け方が職員数と研究者数で研究者割合というのが出ているんですけれども、研究には研究者ではない専門家、研究のことがよくわかっている専門家の役割が極めて大事であるということは、このところ、ずっといろいろな場で言われていて、例えば特許の専門家とか、それこそ研究テーマを考えるプランをするのも専門的な知識がなければできないでしょうし、評価をする部門でも、そういう専門的知識が必要ですし、あえて言えば広報する面でもそうだと思うんです。そういうのを十把一からげに研究者以外とくくって、こういう表を出しているということ自体がイノベーションを進める国にあるまじき態度ではないかと思うんですけれども、そういうところから変えていかないといけないんじゃないでしょうかという感想でした。別に答弁はいいです。

【久間会長】 もちろん、今高橋さんがおっしゃったように、純粋な研究者数は全体の何割ぐらいがいかを、世界各国の一流の研究所に対して調べて、参考にしようとしています。また、知財権をはじめ研究を支援する人たちの割合がどれくらいかかも検討しています。

それから、先ほど、特定国立研究開発法人をどこにするかとか法人数は、本調査会の議論の対象外と言いましたけれども、我々としては、たとえ特定法人の対象が2つ、3つであっても、ここまで来たのは大きな第一歩です。次の第二歩では、すぐれた研究所が、特定研究開発法人に移っていくような仕組みや人材の流動化も考えたいです。日本全体として研究開発のレベルが高くなる仕組みを作りたいと思います。

これも個人的な見解です。

皆さんいかがですか。だんだん時間が迫ってきました。次回は研究開発法人部会の報告ですので、こういったところを門永さんを中心に議論してほしいとか、決めてほしいとかありましたら、議論すべき課題だけでも結構ですのでお願いします。

どうぞ。

【天野委員】 今の話と少しずれるんですが、いろいろ研究開発をして、その成果を展

開して国のために役に立てるようにするということに、私も実務で10年ほどR&Dのマネジメントやっていましたけれども、ある意味、非常に障害というか邪魔になるのが年度単位の会計法じゃないかと思っっているんです。それで、特にこういう省庁や何かで毎年予算を決めて、しかも、それを消化してというような感じにすると、7年とか中長期的なものを考えたときに、知的財産なんかですと、それを維持管理するためには単年度でやっていくなんであり得ない話で、数年かけてやっていかなくちゃいけないですし、だから、こういうふうな新しい流れがせつかくできてきているので、それをある程度追随するようなお金の流れの制度もぜひ考えていただけるといいなと思います。

【久間会長】 ありがとうございます。検討課題の一つにさせていただきます。

ほかにありますか。

どうぞ。

【村越委員】 本日は遅れて申しわけありません。

中心的なことではないんですけども、独立行政法人さんの調達規則は独法さんが独自につくっていいというふうになっております。

多くは、会計法、財政法に基づく国のやり方を参考にしながらつくられていると思っておりますけれども、研究機材の購入から、あるいは研究棟の建設、設備機器の購入とか新設等々、さまざま全部調達規則が独法さんによって多少ずつとも違っているのではないかというふうに思います。

それから、予算が先に通ってイル場合もあるようです。業務に見合うような調達制度というのは一体どうなるのかというのは、今の調達制度がいいとは必ずしも言い切れないところが多分あるんじゃないかと思っておりますので、細かい話になって、評価云々から言うレベルが大分違うとおしかりを受けるかもしれませんが、細かい運営上の配慮というのもどこかにあっていいのかなというふうに思いました。

【久間会長】 ありがとうございます。

調達が不便であることも今回の研究開発法人の改革の議論の1つの突破口でしたので、検討していきたいと思っいます。

ほかに。

では、最後に上杉さん。

【上杉委員】 最初の私の質問に戻ってしまうのかもしれないんですが、先ほど原山議員のほうから独法法の改定について、通則法もかなり研究開発独法の特性を踏まえたものに持っていくという前提でもって決着がついたというお話でしたので、ある意味ほっとしたんですが、ただ、それを先ほど森本審議官がおっしゃったかと思っいますが、改定は今国会とか割に早い時期に固まってしまうという理解をしたところなんです。そうしますと、いわゆる通則法ですから、あらゆる種類の独法、単年度管理型、中期目標管理型、それから今回の独立研究開発法人や特殊研究開発法人も含めて、これだけかなり違うものをルールで抑えることになる。通則法ですから、かなり一般的なことしか言えないん

でしょうけれども、実際上は逆に見ると、いろいろ違う要求とかやり方が出てくるのに対して、この通則法ではそこは書いていない、或いは逆に縛りになることがあるんじゃないかという心配があります。例えばですが、先ほど出ましたように、AとBでは評価の仕方が違う等というような場合、通則法では、一般論としてどう書いてあるのかということも具体的にはあるんじゃないかと思うんです。通則法をよく考えてやっていただきたいというのは、ここの議論ではないんでしょうが、CSTPとして指針を出すときに、通則法が縛りにならないかという心配をしています。よく検討していただければというコメントです。よろしく願いいたします。

【久間会長】 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりです。基本的には3つの括りになるわけで、その境界が曖昧になったりして、研究開発法人の改革がうまく進まないこともあり得るので、その辺をしっかりと見ていきたいと思います。

それでは、時間になりました。どうもありがとうございました。

本日の配布資料は公開することにしておりますので、御承知ください。

最後に、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

【井上企画官】 次回の評価専門調査会でございます。研究開発法人部会の報告はまだ先になりまして、次回3月上旬から中旬ごろ予定しております事後評価の案件、11月に結果報告させていただきました事後評価に関してのものを予定してございます。

以上でございます。別途日程等は調整させていただきます。

以上です。

【久間会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—